

【協議問題】

- 1 破産管財人による個人番号及び特定個人情報の取得について（裁判所提出）

【出題趣旨】

平成27年10月5日より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が施行され、平成28年1月から、個人番号及び法人番号の利用が開始されているところですが、破産・再生事件における個人番号及び法人番号の取扱いについて、御案内をさせていただきます。

【協議問題】

- 2 管財人及び申立代理人に対するアンケートの実施について（裁判所提出）

【出題趣旨】

管財事件の適正・迅速な処理に役立てるため、申立人側の処理や換価業務において生じた問題、その原因について裁判所が把握し、それらを取りまとめた上で、弁護士会に情報提供するためにアンケートを行いたいと考え出題した。

【協議問題】

- 3 同時廃止・管財事件の振り分け基準額の理論的根拠等について（裁判所提出）

【出題趣旨】

倒産手続の透明性・公平性を高めるための方策として、同時廃止事件・管財事件を振り分ける基準の在り方を取り上げ、振り分け基準額や現金・普通預金の取扱い等について意見交換をし、振り分け基準に関する考え方を整理したいと考え出題した。

- (1) 振り分け基準額について

ア 振り分け基準額の根拠（破産法216条1項との関係）

イ 具体的基準額

(2) 99万円までの現金・普通預金の取扱い等

ア 99万円までの現金を振り分け基準額の積算対象とするか。

99万円までの現金が法定の自由財産であること(破産法34条3項1号, 民事執行法131条3号)をどう考えるか。

イ 99万円までの預貯金を振り分け基準額の積算対象とするか。

ウ 直前現金化はどのように取り扱うか。

(3) 振り分け基準のあてはめとしての財産の積算方法

①個別財産基準, ②総額基準, ③①と②の併用が考えられるが, どのような方法によるべきか。

協 議 問 題

1 申立代理人の財産散逸防止義務について

破産手続開始決定前の段階における破産者の財産の減少に関し、申立代理人が注意すべき点としてどのような場合があるか。 (管財人等)

(提案理由)

近時、申立代理人が、財産散逸防止義務に違反したことを理由に損害賠償責任を追及される事案があり、実際に責任が肯定されたケース（裁判例）も散見される。そこで、申立代理人が注意すべき点としてどのような場合があるのか協議したい。

2 徳島地裁の管財事件の運用マニュアルについて

徳島地裁における管財事件の運用を記載したペーパーが配布されることの是非及びそうしたマニュアルが発行されることでどのようなメリット、デメリットがあるか。 (管財人等)

(提案理由)

管財事件の運用マニュアルについては、大規模庁における運用を記載した公刊物が存在するところであるが、庁によって取扱いを異にする点もある。そのため、徳島地裁の運用を具体的に記載したマニュアルがあれば直截である反面、そうしたマニュアルが発行されることについては賛否両論がある。そこで、運用マニュアルのメリット、デメリットについて意見交換し、要否に関する議論を深めたい。

3 管財事件と同時廃止事件との振り分け基準について

免責調査を理由に管財人が選任されるケースとしては、どのようなものがあるか。 (管財人等)

(提案理由)

近年、課金制のオンラインゲームの利用を理由とする多重債務者が増加しているとの報道がある。免責調査の必要から管財人が選任されるケースの基準等があれば教示願いたい。

4 管財人の報酬について

管財人の報酬は、財団形成の規模のみでなく、労力に見合ったものとなるよう配慮願いたい。 (管財人等)

(提案理由)

管財人の報酬額については、形成した財団の規模が一つの考慮要素となることに異論はないが、管財人が特別な労力を費やした事案などでは、これを考慮した増額について検討をお願いしたい。

5 破産財団に遺産分割未了の相続財産が含まれる場合の処理について

(徳島地方裁判所)

(出題趣旨)

個人破産事件について、破産財団に遺産分割未了の相続財産が含まれる場合に、早期に処理できた事案があれば処理方法を紹介していただきたい。また、そのような場合に、申立人代理人において、早期解決に向けてどのような関与が考えられるか御意見を伺いたい。

6 若手管財人の育成（スキルアップ）について

(徳島地方裁判所)

(出題趣旨)

適正・迅速な管財事件の処理を継続的に実現していくためには、破産管財人となる弁護士のスキルアップを図っていくことが重要である。しかし、現在、若手の弁護士の数は増加しているものの、破産事件の新受件数が減少しており、このような状況の下、破産管財人の育成をどのように図っていくのがよいかについて

御意見を伺いたい。

7 裁判所と弁護士会との間の意見交換の実施について (徳島地方裁判所)

(出題趣旨)

管財事件を適正・迅速に処理するためには、破産裁判所と破産手続に関与する弁護士とが、事件処理について共通認識を持ち、相互に連携して事件処理に当たることが必要であり、かかる観点から、平成27年度より徳島弁護士会から推薦された弁護士との間で意見交換を実施してきているところであるが、同意見交換の場を恒常的なものとして機能させるべく、年度が変わり執行部の体制が変わっても引き続き滞りなく意見交換を継続できるよう、年度初めに速やかに担当者的人選を行い、旧担当者から新担当者への引き継ぎを行うなどの配慮をお願いしたい。

8 個人情報の適切な管理について (徳島地方裁判所)

(出題趣旨)

個人情報が流出した場合、当事者の身体・財産に対して危機が及ぶおそれがあることはもとより、裁判所や破産管財人の信用や責任にも重大な問題が生じ得ることとなる。そこで、個人情報が記載された管財業務の関係書類の保管及び廃棄の方法や時期等について、その現状、問題点等について協議し、情報を共有することが有益と思われるので、管財人の方から御意見を伺いたい。

(別紙)

高知地方裁判所

【協議問題】

1 高知地裁における破産手続の運用の目安について

(裁判所出題)

【出題趣旨】

高知地裁においては、破産裁判所、申立代理人、破産管財人が共有するマニュアルや事務処理要領がなく、また、過去の協議会等の結果が認識されていなかったり、破産係情報が行き渡っていないため、破産手続の運用についての情報が必ずしも共有されている状態にはなかった。

しかし、破産事件を的確に処理するためには、破産事件に関与する関係職種が情報を共有し、共通の認識を持つことが望ましく、平成27年度管財人等協議会において、「高知地裁における破産手続の運用の目安」を作成することとされたところである。

平成28年度は、裁判所と弁護士会の検討メンバーにおいて、「新版破産管財手続の運用と書式」の内容を基礎として、高知地裁において異なる運用がされている部分などを洗い出し、裁判官、裁判所職員及び弁護士会会員に意見照会をした上で平成28年6月と10月の民事実務協議会においてもその方向性についての意見聴取や議論を行ってきたところである。

今回の協議会では、本協議会後は、「高知地裁における破産手続の運用の目安」を基礎におきながら、個別事案に応じて裁判所と弁護士が適切な対応をすることを取り決めるとともに、今後の情報共有の在り方について協議すべく出題した次第である。

【協議問題】

2 破産事件における申立代理人の報酬についての説明の在り方について

(弁護士会出題)

【出題趣旨】

近時、申立てに関する報酬を否認する裁判例が散見されるなど、申立報酬についての議論が活発化しているため、まずは入口として申立報酬についての申立側の説明の在り方について意見交換を行いたい。

【協議問題】

- 3 高知地裁における破産事件に付随した事件（否認請求，否認の訴え，役員責任査定申立，破産債権査定申立，異議の訴え，免責不許可）について

（弁護士会出題）

【出題趣旨】

上記の事件はそれほど頻繁に生じるものではないが，他の破産管財人の経験を可能な限り共有することで，今後の破産管財人業務の参考としたい。また，実際に利用した中で注意点があれば，今後の円滑な運用のためにこのような場で情報共有をお願いしたい。

【協議問題】

4 破産管財人候補者の育成について

(裁判所出題)

【出題趣旨】

破産管財人候補者の育成の一環として、約1年間にわたり弁護士会主催で破産事件勉強会が実施され、裁判官及び書記官もオブザーバーとして参加してきたところであるが、破産管財人候補者の育成のためには、実際の事件を経験すること(OJT)が有益であると考えている。平成26年度管財人等協議会においては、若手管財人育成のため管財人代理を活用することとされ、管財人の経験が豊富な弁護士にその育成のために御協力をいただいているところであるが、今後とも御協力いただくようこの協議会の場を借りてお願いしたい。

【協議問題】

5 事件終了後の関係書類の管理について

(裁判所出題)

【出題趣旨】

破産事件において管財人が扱う情報は、重要な個人情報も多く含んでいるところ、個人情報保護の観点から、事件終了後も、管財人には個人情報が誤って流出することのないよう適切に情報管理をすることが求められると考えられる。そこで、破産事件終了後、管財人の手元に残った個人情報を含んだ書類をどのように管理すべきかについて協議したく出題した。

【協議問題】

6 近時の特別清算について

(弁護士会出題)

【出題趣旨】

近時、私的整理が増加し、特別清算の利用件数も増加傾向にあるため、利用上の注意点等について情報を共有したい。

(別紙)

協議問題

松山地方裁判所

【協議問題】

- 1 破産管財人候補者の育成についての更なる課題への対応策について、昨年度の破産管財人等協議会において、破産管財人候補者の育成に向けた取り組みとして、若手管財人とベテラン管財人代理とがペアを組んで事件を担当する制度の説明があった。同制度の現在の運用状況や今後の改善点等を伺いたい。(弁護士会提出)

【出題趣旨】

同制度は、破産管財人候補者の育成に向けた新たな取り組みであり、情報共有が必要と考えられるため出題した。

(問題意識等)

制度利用者側の破産管財人からは「換価業務にかかる業者の選定や現地確認の方法など、書籍等に載っていない知識や多くの経験を積まないと得られない有益な助言を得た。」などの感想が述べられた。

今後も管財人の安定的な給源確保のため、経験豊富な破産管財人がコーチ役となり管財業務のレベル維持を図っていくことが重要であることを確認した。

【協議問題】

- 2 破産管財人の育成制度を、より実効性のあるものとするために、育成制度の対象事件及び申立人(債務者)代理人の協力等の在り方について協議したい。また、裁判所及びベテラン管財人代理候補者が、育成制度を受ける若手弁護士についての共有すべき情報等の有無やその共有方法についてのご意見を伺いたい。(裁判所提出)

【出題趣旨】

育成制度の対象事件は、法人事件の中・小規模事件のうち、申立代理人による調査が十分に行われており、かつ報酬の支給を見込まれる事件としているが、こうした事案は本庁でも係属件数は少なく、また、一般論として債務者審尋や補正指示等により、新たな財産や財産調査が必要なものを発見するなど、管財業務の難易度が当初の予想を上回る事例もある一方で、難易度の低い事例では育成の目的を十分に達成しないという問題点もあることから出題した。

(問題意識等)

対象事件については、財産調査だけでなく、少なくとも換価業務があり簡易配当が出来る事案となるようにすべきであり、大規模事件や難しい事件を対象とする場合には、若手が管財人代理として関与するなどの見直しが必要である。

【協議問題】

3 管財事件においては、開始決定から概ね1か月後までに、換価業務ごとに「具体的な目標処理期間」を付記した財産目録を提出していただいているが、当該期間を記載するにあたって支障となる事情はあるか。(裁判所提出)

【出題趣旨】

開始決定当初から破産裁判所と管財人が協同して進行方針を検討するとの趣旨から、全ての管財事件について、標記の財産目録(以下「開始直後目録」という。)を提出していただく取組を行っているところであるが、中には「任意売却検討中」「任意売却ができなければ放棄予定」等、具体的な期間を記載していないものが見受けられる。

裁判所としては、①開始直後目録の提出は、破産管財人において、開始決定直後に迅速処理が必要ないし可能な業務とそうではない業務を振り分け、破産裁判所と管財人がスケジュール感を持って破産管財事件を処理していくことを目的とするものであること、②記載するのは、あくまで「目標」であって、そのとおりにいかないことがあるのは当然であること、③債権者等による閲覧、謄写が予定

されていない文書であること等からすると、「〇年〇月」と具体的な終期を記載していただきたいと考えるが、破産管財人において、このような記載を行うことが難しいとされる事情があるならばお聞かせいただきたく出題した。

(問題意識等)

売却が極めて難しい不動産については、売却時期を書いてもあまり意味を持たない数字になってしまうため、どれくらいの期間を待って買い手が出てこなければ、放棄をするという書き方もあるとの結論になった。

破産裁判所と破産管財人が各事件の問題点に関して情報を共有するための有益なツールとして活用できるよう、相談しておきたい事柄についても開始直後目録に記載することとなった。

【協議問題】

4 破産法55条の「継続的給付の義務を負う双務契約」について解除を選択した場合、同法55条2項の適用はないと主張することは可能か。

また、破産手続開始後解除までの期間に対応する相手方の請求権について、破産法148条1項2号の財団債権ではなく同法148条1項4号の財団債権であると主張することは可能か。(弁護士会提出)

【出題趣旨】

通説的見解にしたがえば、いずれの主張もできないと思われる。しかし、前段については、東京地裁でこのような運用がなされていることから、後段については、破産管財人が解除を選択するような契約の費用が「破産財団の管理、換価及び配当に関する費用」と言えるのか疑問であるし、他の財団債権との関係で優先的取扱いを受けるのが妥当とも思われないことから出題した。

(問題意識等)

電気や電話などの継続的給付金を負うような債務の未払いがある事案では、財団管理に必要がないものは金額が少額であっても契約解除するほか、破産法55

条2項の適用がなく財団債権ではないという有力説があるのであれば、その見解を前提として交渉することは、財団の増殖にも繋がるので有益である。

また、破産法148条1項2号、4号、8号の関係については、開始決定後すぐに解除しているような事案で2号というのは感覚的に支持できないが、解除時期や実際の利用の有無など事案に応じて、4号、8号の財団債権であるとの主張ができる場合はあるとの結論になった。

【協議問題】

5 工場建物が競売にかかった場合(3条目録がないとして)、いつまで建物内の機械類の売却をしてよいのか。(弁護士会提出)

【出題趣旨】

製造業の管財業務では、工場内の機械、製品及び備品等の換価業することもあるが、経験上、抵当権の設定された工場建物について競売が開始された場合でも、工場抵当法3条の目録が付いている事例は少なく、いわゆる競売3点セットができるころには、担当書記官から機械器具の売却予定についての問い合わせがある。

執行官の現況調査段階では、大きなトラブルが生じることはないが、3条目録が対抗要件であるとされたことから、破産管財人が放棄しないまま、買い手側が機械器具の値段を含めた金額で落札したときは、後々大きなトラブルが生じるうえ、破産管財人が機械器具の放棄を判断すべき時期にも関わってくるため出題した。

(問題意識等)

平成6年最高裁判例により、工場抵当法の3条目録がない場合は、破産管財人が機械等について売却できることになり、理屈上は、売却できる時期に制限はないということになるだろうが、機械等が売れないときは、最終的な処分費用も出てくるので、破産管財人としては執行状況をみながら折り合いの付くところで、任意売却か放棄かを決めなければならないとの結論になった。

【協議問題】

- 6 破産手続における個人情報の適切な管理について養育費債権者が債権届出書を提出した際に、住所等の秘匿すべき情報が記載されている場合がある。窓口では確認することが可能であるが、郵送の場合は、どのように確認するのが相応か。(裁判所提出)

【出題趣旨】

秘匿情報の管理については、細心の注意を払っており、一旦漏れてしまうと取り返しがつかなくなるという強い認識を職員間で共有している。

当事者等が、必ずしも裁判所の手続について十分な理解があるとは限らないので、まずは秘匿情報を受け取らないようにすることが重要であるが、債権者の中には、破産者の元妻でDV被害を受けているなど、現住所を秘匿したいのに所定の書式に漫然と現住所を記載して届け出をすることも想定される。調査型の事案では、秘匿情報があるかもしれない債権者に対して、予め債権届出書などの提出物に秘匿情報を記載しない旨の事務連絡を同封したり、秘匿情報が記載された提出物が郵送された場合でも、すぐに連絡をとって補正等を促したりする対応が考えられる。

申立人代理人には、破産者がDV加害者である場合、債権者から住所の秘匿希望があったときには、裁判所への相談を教示するなどご配慮をお願いしたい。また、破産管財人には、債権認否や配当表の作成に当たって、債権者から住所の秘匿希望があるときは、破産裁判所から破産管財人にその旨の依頼があるので、現住所を記載しないように注意されたい。